

## 陳 情 文 書 表 (令和8年9月30日定例会提出)

## 陳情第48号

奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについての協議を求める陳情書

令和8年9月28日受理

[illegible]

みんなで考えよう 奈良の鹿の未来

代表 野崎 優子

奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインが令和８年９月２日に施行されました。翌９月３日の定例会で配布された陳情文書表に関し、へずまりゅう議員のソーシャルメディアアカウントから、陳情者を批判する内容の投稿が複数発信されました。

【投稿 1】

嘘をつくな証拠を出せ。

タバコのゴミなんて奈良公園たくさん落ちてただろ。肝心の証拠はどこだ？

この方には一切の信用がなく自分たちの活動にストーキングする感じについて来ていました。妻も殴られました。

URL : <https://x.com/hezuruy/status/2095358460737290503>

備考：陳情第34号の陳情文書表の陳情者の住所・氏名をぼかした画像を添付。

【投稿 2】

憶測ばかりで証拠がないです。

陳情書を出して来た人間がやばい人間だと証明する証拠は腐るほどあります。

URL : <https://x.com/hezuruy/status/2095359079908860265>

備考：陳情第 33 号の陳情文書表の陳情者の住所・氏名をぼかした画像を添付したへずまりゅう議員の投稿への第三者からのコメントに対するへずまりゅう議員のコメント。

へずまりゅう議員のソーシャルメディアアカウントからは【投稿1】【投稿2】以外にも陳情者を批判する内容の投稿が複数発信され、そのうちの一部は既に削除されていますが、同ガイドラインには「一度発信した内容は、不特定多数が目にするものであること、完全に削除することは困難であることを認識すること。」とあります。また、被告が投稿を削除した後に原告が提訴し、投稿の一部について名誉毀損による不法行為が認められた裁判例（東京地方裁判所令和4年12月8日判決（令和3年（ワ）第26273号））、第三者の投稿を単純リツイートした後にそのリツイートを削除した事案について、名誉毀損による損害賠償責任が認められた一審裁判例（大阪地方裁判所令和元年9月12日判決（平成30年（ワ）第1593号））、問題となった3つの投稿のうち2つが投稿翌日頃に削除されたにもかかわらず、削除された投稿を含めて不法行為法上の違法性が認められ

た裁判例（大阪地方裁判所令和7年10月24日判決（令和6年（ワ）第4903号））があります。

へずまりゅう議員のソーシャルメディアアカウントから発信された投稿に添付された陳情文書表の写真には、陳情者の住所・氏名が読み取れない加工が施されていましたが、令和8年9月3日の定例会に出席した議員、報道関係者、傍聴者には住所・氏名が記載された陳情文書表が配布されており、奈良市ホームページでは氏名が記載された陳情文書表が公開されていることから、へずまりゅう議員が言及している陳情者が特定され、住所等の個人情報を知られるおそれがあります。

そこで私はへずまりゅう議員に対し、同ガイドラインについての認識と、問題の解決を図り、説明責任を果たす意向の有無を尋ねる公開質問状を提出し、回答期限を令和8年9月18日としましたが、本書面作成時点において、回答を受領しておりません。

令和8年8月24日の議会改革推進特別委員会において、同ガイドラインについて調査が必要になった場合には再度協議をする旨の発言がありました。以下の3点について、御協議いただくよう陳情いたします。

1. 同ガイドラインには違反を判断する主体や判断基準、罰則の規定がなく、「議員のソーシャルメディアの利用により、市民等の信頼を損なう事態が生じたときは、当該議員は、自らの責任において誠実に解決を図り、市民等に対する説明責任を果たさなければならない。」とありますが、当該議員が解決を図らない場合に同ガイドラインの実効性を担保する方法について御協議をお願いします。
2. インターネット上で公開されている投稿については、日々新たな閲覧者が生じ得て、被害も継続的に発生し得ると判断された裁判例が存在します（東京地方裁判所令和4年12月8日判決（令和3年（ワ）第26273号））。同ガイドライン施行前に発信された投稿が施行後に市民等の信頼を損なう事態が生じた場合の対応について御協議をお願いします。
3. 同ガイドラインには「一度発信した内容は、不特定多数が目にするものであること、完全に削除することは困難であることを認識すること。」とあり、投稿が削除された後も、その投稿について不法行為法上の違法性が判断された裁判例が複数存在します。投稿の内容や影響の大きさによっては、投稿を削除するだけでは足りず、解決を図り、説明責任を果たす必要があるかについて、御協議をお願いします。

以上